

「留意事項」で事故のリスクマネジメントを

全国福祉用具専門相談員協会東京都ブロック（鈴木禎二ブロック長）は11月19日、福祉用具のリスクマネジメントセミナーをテーマにしたオンライン研修を実施した。弁護士の井澤わかな氏が登壇し、福祉用具事故の防止、また事故が起こってしまった場合の法的トラブルへのリスクマネジメントについて専門家の視点から解説した。

井澤氏は、「事故が発生して利用者との間でトラブルになった場合、利用者から依頼を受けた弁護士は「安全に使うための説明をしたが、利用者の状況を踏まえて伝わるよな説明をしていたが、実際に伝わっていたか、に着目する」と説明。当事者間では「説明した」と井澤氏は話す。いかに受けていない」の水掛け論になりかねだが、司法の場では、それぞれの主張に合致する客観的な証拠が重要視される。そのため井澤氏は、「福祉用具サービス計画書の留

意事項の書き込みが非常に重要」と指摘する。具体的には「提供している全ての福祉用具について、利用者の属性も踏まえて安全を使ってもらおうとしていることが望ましい」と井澤氏は話す。いかに頭で説明していく、「重要なのであれば、なぜ留意事項に書かなかつたのか」という心証を裁判官に与えてしまいかねないところ。

同協会理事で国際医療福祉大学大学院の東畠弘子教授は、「法的トラブルになった時にも留意事項がより事故を未然に防ぐためにも、紋切り型ではないと、利用者それぞれにあってある」と総括した。

れるのが難しいのであれば、「取扱説明書で付箋を貼ったページのマーク部分を参照してください」といった書き方をするのも方法のひとつとした。また、例えば「スロープには上下があります。上端・下端を確認して正しく設置してください」と注意を促したい場合、「どうやって確認すればよいのかも示しておけば、より利用者・家族に分かりやすくなる」とアドバイスした。